コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇年
下水道、飼育場及びへい	一五年
引湯管	一〇年
その他のもの	四〇年
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	
防壁、堤防及び防波堤	五〇年
煙突、煙道及び焼却炉	七年
塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	二五年
その他のもの	四〇年
その他のもの（トンネルを除く。）	
岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池	五〇年
下水道	三五年
その他のもの	五〇年
石造のもの（前掲のものを除く。）	
防壁、堤防及び防波堤	四〇年
下水道	一五年
その他のもの	四〇年
土造のもの（前掲のものを除く。）	
橋（はね上げ橋を除く。）	四五年
はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五年
サイロ	二二年
送配管	
鋳鉄製のもの	三〇年
鋼鉄製のもの	一五年
ガス貯そう	
液化ガス用のもの	一〇年
その他のもの	二〇年
薬品貯そう	
塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八年
有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇年
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五年
水そう及び油そう	
鋳鉄製のもの	二五年
鋼鉄製のもの	一五年
浮きドック	二〇年
飼育場	一五年
金属造のもの（前掲のものを除く。）	

つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇年
露天式立体駐車設備	一五年
その他のもの	四五年
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	
	一〇年
木造のもの（前掲のものを除く。）	
橋	一五年
水そう及び引湯管	一〇年
飼育場	七年
その他のもの	一五年
水道用のもの	
取水設備	四〇年
導水設備	五〇年
浄水設備	六〇年
配水設備	六〇年
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇年
鉄骨造のもの	四八年
木造のもの	一八年
配水管	四〇年
配水管附属設備	三〇年
えん堤	
鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	八〇年
れんが造又は石造のもの	五〇年
土造のもの	四〇年
貯水池	三〇年
高架水そう	
鉄筋コンクリート造のもの	四〇年
金属造のもの	二〇年
木造のもの	一〇年
さく井	一〇年
電信電話線	三〇年
その他のもの	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇年
コンクリート造又はれんが造のもの	四〇年
石造のもの	五〇年
金属造のもの	四五年
木造のもの	一五年
前掲のもの以外のもの	
主として木造のもの	一五年
その他のもの	六〇年